

## 特別償却の付表（二十）の記載の仕方

1 この付表（二十）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条の2第1項から第3項まで《医療用機器等の特別償却》若しくは平成31年改正前の租税特別措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第45の2条第1項《医療用機器の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の29第1項から第3項まで《医療用機器等の特別償却》若しくは平成31年旧措置法第68条の29第1項《医療用機器の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金を積み立てる場合を含みます。）に、医療用機器等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した医療用機器等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第45条の2第1項から第3項まで（若しくは第68条の29第1項から第3項まで）又は平成31年旧措置法第45の2条第1項（若しくは第68条の29第1項）のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）項」内には、これらの規定の該当項を記載してください。

3 「事業の種類2」には、医療用機器等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「医療用機器等の種類等3」には、これらの制度の適用を受ける医療用機器等が、「医療用機器」、「勤務時間短縮用設備等」又は「構想適合病院用建物等」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

また、耐用年数省令別表に基づき、医療用機器等の種類、細目等を記載します。その医療用機器等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「医療用機器等の名称4」には、例えば「核医学診断用検出器回転型SPECT装置」、「人工心肺用システム」、「眼科用レーザー光凝固装置」等のように医療用機器等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、医療用機器等の取得価額を記載します。

ただし、その医療用機器等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、次の減価償却資産にあつては、その区分に応じ、この制度の適用はありませんので注意してください。

(1) 措置法第45条の2第1項（若しくは第68条の29第1項）又は平成31年旧措置法第45の2条第1項（若しくは第68条の29第1項）において「医療用機器」に該当する医療用の機械及び装置並びに器具及び備品…1台又は1基の取得価額が500万円未満のもの

(2) 措置法第45条の2第2項（若しくは第68条の29第2項）において「勤務時間短縮用設備等」に該当する器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びにソフトウェア…器具及び備品にあつては1台又は1基、ソフトウェアにあつては1のソフトウェアの取得価額が30万円未満のもの

7 「償却・準備金方式の区分12」は、その医療用機器等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

8 「事業の用に供した医療用機器の仕様、性能等判定上参考となる事項13」には、措置法第45条の2第1項（若しくは第68条の29第1項）又は平成31年旧措置法第45条の2条第1項（若しくは第68条の29第1項）の規定の適用を受ける場合に、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が医療用機器に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当の項及び号を、例えば「平30厚労省告示第150号」、「別表の第1項第1号」のように記載します。

なお、措置法第45条の2第1項（又は第68条の29第1

項)の規定の適用を受ける場合で、医療法第30条の14第1項に規定する構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして平成31年厚生労働省告示第151号第1条で指定するものにあつては、同告示第2条に定める要件を満たすものに限ります。

9 「医師等勤務時間短縮計画を作成するに当たって相談機関の助言を受けた年月日14」には、措置法第45条の2第2項（又は第68条の29第2項）の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第28条の10第4項（又は第39条の58第4項）に定める医師等勤務時間短縮計画を作成するに当たって、都道府県の機関等の相談機関から助言を受けた年月日を記載します。

なお、その医師等勤務時間短縮計画の写しを添付して

ください。

10 「機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて都道府県知事の確認を受けた年月日15」には、措置法第45条の2第3項（又は第68条の29第3項）の規定の適用を受ける場合に、同項に定める構想区域等に係る同項の協議の場における協議に基づく医療法第30条の13第1項に規定する病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて、その構想区域等に係る都道府県知事の確認を受けた年月日を記載します。

なお、その構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を添付してください。